

自治体向けFAQ

平成26年7月

【事業計画】

NO	事項	問	答
1	事業計画	事業計画に定める確保方策として、定員弾力化を含めることは可能ですか。	事業計画の確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ベースで記載していただく必要があり、定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを妨げるものではありません。
2	事業計画 (私立幼稚園移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、事業計画との関係はどうなりますか。施行後に新制度に移行する場合、供給計画の内容を見直す必要があるのでしょうか。	確認を受けない幼稚園については、事業計画における確保方策において、「特定教育・保育施設」とは別に記載していただくこととしている(「量の見込み」の算出のための手引き)が、新制度への移行状況に変化が生じた場合でも必ずしも計画を変更していただく必要はありません。
3	事業計画 (認定こども園移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。	28年度以降に認定こども園に移行して施設型給付を受けることも可能です。なお、供給過剰地域においても認可・認定を受けられるよう、事業計画に「都道府県が定める数」を定めておく必要があることから、あらかじめ移行の意向を明確にし、事業計画に位置付けられていることが望まれます。
4	事業計画 (認定こども園移行 特例)	供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるようにする特例措置において、設定することとなる利用定員(幼稚園が移行する場合には2号3号定員、保育所が移行する場合には1号定員)の水準はどのように考えればよいですか。 幼稚園、保育所等の利用状況や移行の希望などを踏まえて設定するとのことですが、事業者が希望する定員数を設定する必要がありますか。	本特例措置は、供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には認可・認定を行えるようにするものですが、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではありません。 例えば、幼稚園からの移行の場合においては、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子どもの数をひとつの目安として2号の定員を設定することが考えられます。他方、保育所からの移行の場合においては、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育認定の下限の原則とされる時間数を下回っている人数を目安として、1号の定員を設定する、あるいは、保護者が就労を中断しても転園をしなくても済むという認定こども園のメリットを活かす観点から、数人程度の最低限の1号定員を設定することなどが考えられます。 いずれにせよ、施設の利用実態、事業者の意向を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた定員数を設定していただくこととなります。

5	事業計画	事業計画上、想定していない施設・事業について、事業者より認可申請があり、この申請が条件を満たしていれば、自治体は計画に位置付けられていなくても認可をしなければならないのでしょうか。 (例えば計画中、保育の確保方策として認可保育所のみを定めているが、計画に定めていない小規模保育事業者からの認可申請がある場合。)	事業計画に具体的な記載がなくても、事業計画に定める需要量に達していない場合は、原則として認可しなければなりません。ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。 この場合であっても、現に待機児童がいる場合、機動的な対応が望ましいと考えます。いずれにせよ、計画にない施設・事業であっても、認可・確認することは可能です。
6	事業計画	待機児童は存在しているが、事業計画で設定した供給量は既に満たされている場合において、認可申請が行われた場合、どのように取り扱うべきでしょうか。	事業計画に定める供給量がすでに確保されている場合であっても、現に保育認定を受けて保育を受けられない状況、すなわち待機児童がいる場合には、認可しなければなりません。 ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。

【基準】

1	基準条例 (地域型保育事業)	地域型保育事業の認可基準については、現時点で事業の実施を想定していない場合であっても、条例を制定しなければならないのでしょうか。	そのような場合であっても、将来、参入しようとする事業者から認可申請があった場合に備え、条例を制定しておく必要があります。
2	基準条例 (地域型保育事業)	小規模保育事業の認可基準について、条例において、B型、C型の職員配置基準に係る保育士資格の要件を国基準より厳しい内容に設定することは可能ですか。また、A型のみに限定することは可能ですか。	例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を上回る4分の3に設定するなど国の基準を上回る基準を設定することは可能ですが、その基準を全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません。
3	基準条例 (放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業に係る基準条例において、小4から小6の児童については、児童館など放課後児童クラブ以外の居場所を確保することを前提に、放課後児童クラブの受け入れ対象児童の利用対象を小3までに限定することは可能ですか。	個々の放課後児童クラブに小6までの受け入れ義務を一律に課すものではありませんが、対象年齢を小6までとした児童福祉法改正の趣旨を踏まえれば、条例において利用対象を小3までに制限することは適当ではありません。
4	基準条例 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブにおける集団の規模について、「おおむね40人以下」と定められましたが、これについて経過措置を設けることは可能ですか。	支援の単位(児童の集団の規模)は参酌すべき基準であり、各市町村で省令基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、条例で異なる内容を定めていただくことも可能です。 このため、省令基準を十分に参酌した結果、各市町村の判断で経過措置を設けることも可能ですが、経過措置期間内に省令基準に適合させる取組を進めるなど、放課後児童クラブの質の確保を図るという基準策定の趣旨を踏まえた対応が望まれます。

【認定、認可・確認】

NO	事項	問	答
1	支給認定 (有効期間)	認定の有効期間は原則3年とのことですが、認定事由に該当しなくなった場合にはどうなりますか。また、現況確認についてはどのように対応すればよいでしょうか。	教育標準時間認定の有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とします。保育認定の有効期間についても3年間(2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、90日を基本的な有効期間として取り扱います。また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとします。
2	保育の必要性認定	就労以外の事由についても、保育標準時間・短時間認定の区分設定を行う必要がありますか。また、求職活動、育児休業取得時の継続利用の事由については、一律に短時間認定としてもよいですか。	就労以外の事由についても、それぞれの置かれた状況が異なることから、保育標準時間・短時間の区分を設けることを基本としています。ただし、「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」の事由については、区分を設けず、保育標準時間を基本としています。なお、「求職活動」、「育児休業取得時の継続利用」の事由について、市町村判断により、必要に応じて、例えば、原則として保育短時間認定に統一することも可能とする方向で検討しています。
3	保育の必要性認定	求職活動中であることを理由として、保育の必要性を認定する場合、その有効期間はどのようになりますか。また、求職活動中であることを確認するための証明書類などの運用方針は国から具体的に示す予定はありますか。	保育の必要性の認定の期間については、雇用保険の失業給付日数(基本手当)の支給日数が90日となっていることを踏まえ、90日を基本的な期間として、それを上限に市町村が定める期間とする方針です。また、求職活動中であることの確認方法については、ハローワークの登録証の写しや求職活動の状況が分かる申立書などを利用していただくことを想定しています。
4	保育の必要性認定	保育認定が受けられる就労要件として、月48時間から64時間の間で市町村が定める時間が下限となりますが、現在、48時間未満の下限時間を設定している場合やそもそも下限時間を設定していない場合において、親の就労時間が48時間に満たないが、現に保育所を利用している児童の取り扱いはどうなりますか。保育所を利用できなくなるのでしょうか。	現在、保育所において入所している児童については、経過措置により、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所を利用することが可能です。
5	保育の必要性認定	現に保育所に入所している児童については、保育短時間認定の対象となる場合であっても保育標準時間認定しても良いでしょうか。	現に保育所に入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置を設けることとしています。

6	保育の必要性認定	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合には、保育の必要性を認定することとされたが、「継続利用が必要である場合」とは、具体的にはどのような場合を想定しているのでしょうか。	現行制度における取扱いを踏まえ、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときを想定しています。
7	教育標準時間認定	私学助成に残る幼稚園を利用する場合、1号認定(教育標準時間認定)の申請および認定の手続きは必要ないと理解して良いですか。	そのとおり。ただし、保護者が1号認定を市町村に申請した場合には、認定することが必要です。なお、当該利用者が保育所・認定こども園を希望していたが入園できず、私学助成の幼稚園を利用することとなった場合、引き続き保護者が保育所・認定こども園を利用する希望があれば、2号認定(保育認定)を維持することが必要です。
8	認定返上	安心こども基金による認定こども園整備事業等の国庫補助を受けて整備した認定こども園について、認定こども園としての認定を返上し、幼稚園と保育所に分けて運営することとした場合、補助金の返還を求められることになりますか。	認定こども園として運営しない場合は、原則として、補助額の返還を命ずることとされています。しかしながら、認定こども園整備事業等の国庫補助を受けて設置した施設について、後発的事情により幼稚園や保育所に転用して使用継続する場合には、所管省庁に個別にご協議いただいた上で、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能と考えています。
9	確認 (確認の効力)	各施設・事業者の確認について、広域利用がある場合には、利用者の居住する複数の市町村が確認をする必要がありますか。	施設型給付の対象施設(幼稚園、保育所、認定こども園)については、施設所在市町村による確認の効力が全国に及ぶことから、それぞれの市町村による確認行為は不要です。他方、地域型保育給付の対象事業者については、利用者の居住する複数の市町村がそれぞれ確認する必要がありますが、その具体的な方法については、できる限り簡素で効率的に処理できる仕組みを検討中です。
10	確認	確認対象施設・事業の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議しなければならないのでしょうか。また、みなし確認対象施設・事業については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。	確認対象施設・事業の利用定員については、あくまで個々の施設・事業の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議するなどその運用については、各自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいで差し支えありません。また、みなし確認対象施設・事業については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る判断や手続きを不要とした趣旨にかんがみ、必要最低限の手続きとして都道府県知事への協議は必要とする一方、地方版子ども・子育て会議への意見聴取は市町村の判断に委ねる方針です。

【利用者負担額】

NO	事項	問	答
1	園児募集時の利用者負担額の取扱い	園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していませんが、どのように募集を行えば良いのでしょうか。	利用者負担額(保育料等)の水準は、国においても自治体においても、最終的には予算編成過程を経て決定されるものですが、5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示したところであり、これを踏まえて、今年度の保育料等の水準を基本としつつ、各市町村における利用者負担額や上乗せ徴収の有無や水準などを検討の上、最終的な金額には多少の変更があり得ることを周知の上で、募集を行っていただくこととなります。
2	幼稚園の入園料等の取扱い	幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。	<p>入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収していくことが、基本となります。</p> <p>また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担及び上乗せ徴収とは重複のないように設定する必要があります。</p> <p>上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。</p> <p>こうした観点にかんがみると、新制度の下で入園時に行う上乗せ徴収をすべて「入園料」と総称することは適当ではなく、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目を設定することが適当と考えられます。</p> <p>上乗せ徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ観点からも重要と考えられます。</p> <p>選考など入園にかかわる事務手続きに要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乗せ徴収や実費徴収などのルールの対象外ですが、これらに要する費用を徴収する場合にも、同様に、徴収時期や返還条件などについて保護者とトラブルのないよう、事前に入園申し込み者に対して説明・同意を得ておくことが必要と考えます。</p> <p>なお、利用者負担及び上乗せ徴収については、学則(園則)の記載事項を定めている学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条第7号に該当するため、学則(園則)に記載する必要があります。その際、利用者負担については、「所得に応じて市町村が定める額を毎月徴収する」といった記載ぶりとし、上乗せ徴収については、これまでの各種納付金と同様に記載することが考えられます。また、実費徴収については、一律に学則(園則)に記載する必要はありません。</p>

3	上乗せ徴収、実費徴収	上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。	<p>教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格(利用者負担額を含む)によって賄われない費用については、実費徴収又は上乗せ徴収を行うことを検討していただくことになります。</p> <p>これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条において規定しています。</p> <p>上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</p> <p>実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。</p> <p>なお、徴収にあたっては、上乗せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。</p>
4	私立幼稚園の経過措置	私立幼稚園が、経過措置により市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのでしょうか。市町村が負担をしなければならないのでしょうか。	<p>市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。具体的な要件や経過措置の期間などの詳細については、追ってお示しします。</p> <p>私立幼稚園にはこれまで保育料等の基準がなく、自由な保育料設定となっていますが、運営に支障がない状態が一定期間継続している場合は、市町村が定める利用者負担額よりも低い額を徴収することを認めることを想定しているものです。したがって、基本的には、市町村などが公費によりその差額を補填する仕組みを想定しているものではありません。</p>
5	公立施設の利用者負担額の徴収根拠・位置づけ	公立施設の利用者負担については、国の法律に徴収根拠規定が存在しませんが、条例で定めることは必要ですか。また、利用者負担の額も条例で定めることが必要ですか。また、利用者負担は公債権、私債権のいずれになるのでしょうか。	<p>公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当するため、条例に徴収根拠を定めることにより、公債権として整理されます。また、公の施設の費用徴収に関して条例で定める際には、金額の決定を全面的に規則に委ねることはできないので、少なくとも、条例上、上限額あるいは範囲等が規定されていることが求められます。</p>

6	利用者負担額	公立幼稚園を設置する市町村は、公立幼稚園に係る施設型給付の額や利用者負担を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならないのでしょうか。	施設型給付における国の定める公定価格及び利用者負担の基準は、私立施設に関する国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ、国・都道府県の負担金が法定されている私立施設について定めることとしており、その際には、私立の幼稚園や保育所における費用実態等を勘案して設定することとしています。公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては公立施設用の公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していません。 公立幼稚園の施設型給付の額の設定については、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村における現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。 また、公立幼稚園の利用者負担の設定についても、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。 なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談してまいります。
7	就園奨励費との関係	公立幼稚園に対する就園奨励費補助金はどうなるのですか。	公立幼稚園については、全て新制度に移行することを想定しており、公立幼稚園の保護者の負担軽減のために市町村が行う幼稚園就園奨励費補助事業に対する国の補助は廃止する予定です。
8	広域利用	広域利用する場合の利用者負担額について、保護者の居住地の市町村外の施設を利用する場合の利用者負担額は、当該保護者の居住地の市町村が定める額になると理解してよいでしょうか。 (公立保育所については利用者と施設(=市町村)との直接契約になるため、例えばA市の子どもa子がB市公立保育所に通う場合は、B市が、A市が定める利用者負担額をa子から徴収するということでよろしいでしょうか。)	お見込みのとおり、広域利用の場合であっても、利用者負担額は保護者の居住地の市町村が定める利用者負担額になります。 (例のケースでは、お見込みのとおり、B市(施設)が、A市が定める利用者負担額をa子の保護者から徴収することになります。)
9	広域利用	私立幼稚園のないA市の子どもが、B市の私立幼稚園を利用した場合の利用者負担額はどうなりますか。	広域利用の場合においても、あくまで給付の実施主体となるのは、利用者が居住する市町村になります。 したがって、ご質問の事例でいえば、A市が給付の実施主体となり、その場合の利用者負担額もA市が定める額となります。

10	利用者負担	利用者負担には、どのような費用が含まれているのでしょうか。	利用者負担額は公定価格の一部を成すものであり、公定価格を構成する人件費、事業費、管理費等の全部又は一部を保護者に負担していただくものです。なお、2号認定子どもと3号認定子どもの利用者負担額には給食材料費相当額(2号は副食費、3号は主食費及び副食費)が含まれています。
11	2号認定に切り替わった満3歳児の保育料	利用者負担額は認定区分ごとに設定されていますが、満3歳に到達したことにより、年度途中で3号認定から2号認定に切り替わる子どもの利用者負担額は、2号の利用者負担額に切り替わるのでしょうか。	満3歳児に係る公定価格は、満3歳に到達した年度中は、2歳児の公定価格と同額になるよう調整しており、利用者負担額についても、3号と同額を適用する方向で考えています。
12	多子軽減	現行制度で行われている幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いとは新制度ではどうなりますか。	多子軽減の取扱いについては、現行の幼稚園、保育所における取扱いと同様の措置を講ずることとしています。 具体的には、教育標準時間認定の子どもについては、小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。 また、保育認定の子どもについては、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。
13	入退所による日割り計算方法	月途中で入退所した場合の利用者負担額の日割り計算方法については、どのように計算されますか。保育所から幼稚園(又はその逆)など異なる施設、事業への変更の場合はどうなるのでしょうか。	月途中で入退所があった場合は、給付費・委託費と同様に教育標準時間認定は20日、保育認定は25日を基本として日割り計算することとしています。また、利用先が異なる施設・事業となった場合にも、それぞれの利用者負担額を日割り計算することになります。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て (教育標準時間認定の場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額)×その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(20日を超える場合は20日)÷20日 (保育認定の場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額)×その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(25日を超える場合は25日)÷25日 ※「常態的に土曜日に閉所する場合」の調整がされている施設(事業所)においては20日

14	保育料の特別徴収	市町村が契約の主体となる公立保育園及び私立保育園の保育料は、現行と同様に児童手当から特別徴収することができますか。	私立保育所は子ども・子育て支援法施行令による読み替えに基づき、従来通り、児童手当法第22条第1項の規定により可能です。 公立保育所は滞納があり代行徴収の対象になる場合、児童手当法第22条第1項の規定により可能です。
15	徴収事務	市町村民税の税率が異なる自治体も一部ありますが、その場合であっても標準税率で再計算する方法ではなく、課税されている金額で利用者負担額を決定するということになるのでしょうか。	実際に保護者が課税されている市町村民税所得割額をもとに、利用者負担額を決定することになります。
16	階層区分	利用者負担の階層区分は現行の利用者負担の水準を基本にしているとのことですが、新制度の階層区分の設定にあたり、どのような世帯を想定しているのでしょうか。	夫・妻・子2人(廃止前の年少扶養控除の対象)という世帯を想定しています。 ※教育標準時間認定は、妻は専業主婦を想定(所得がゼロ) ※保育認定は、妻はパートタイム労働程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入)
17	階層区分	保育所においては、国通知(「保育所の費用徴収制度の取扱いについて(平成7年3月31日付児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知)」)により、費用負担が困難であると市町村が認めた場合は階層区分の変更を行って差し支えないとされていますが、新制度においてもこの例外措置は適用されるのでしょうか。また、保育所以外の施設・事業について、同様の場合は階層区分の変更を行っても差し支えないのでしょうか。	全ての施設・事業について、現行の保育所における取扱いと同様、負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村が認めた場合は、直近の年収等を基に階層区分の変更を可能とする予定であり、それらを含めた運用面の詳細は別途整理してお示しします。 なお、現在の幼稚園就園奨励費補助事業においても、家計の急変を市町村が認めた場合、階層区分の変更が可能となっています。
18	階層区分	利用者負担の所得階層区分に用いる税額について、現行制度において行っている年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算する取扱いはどうなりますか。	保育所の利用者負担額の算定にあたっては、市町村の事務負担等に考慮し、年少扶養控除等の廃止前の旧税額を再計算する方法ではなく、改正前後で極力中立的なものになるよう、階層に用いる市町村民税所得割額を設定しています。幼稚園についても、扶養控除見直し前の旧税額を再計算し、適用することができる現行の取扱いは行わない方針です。そのうえで、幼稚園就園奨励費も含め、既存利用者の取扱いについて、市町村の事務に与える影響や実際にどの程度の影響が生じるのか等も慎重に見極めた上で、検討することとしています。
19	階層区分	「利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税額の所得割額を基に行う」とありますが、現行、保育所の保育料は、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない取り扱いとしています。新制度においては、これらの税額控除額をどのように扱うのでしょうか。	税額控除(調整控除を除く)は、人的控除と異なり所得能力を直接反映するものではないことを踏まえ、利用者負担額の算定上反映させないことを基本とし、そのうえで、既存利用者の経過措置について、市町村の事務に与える影響や実際にどの程度の影響が生じるのか等も慎重に見極めた上で、検討することとしています。

20	階層区分	市町村民税額を基に階層区分を設定するという全体方針にも関わらず、2号認定、3号認定の利用者負担の所得階層区分の第3階層が「市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)」となっているのはなぜですか。	保育認定の第3階層については、これまでの保育所における取り扱いを踏襲し設定したところですが、所得税非課税であることを別途推算する必要があり、また、年少扶養控除に係る取り扱いを変更したことにより利用者負担額が現行制度と比較して変動する世帯が多く発生する可能性もあることから、モデル世帯における推計年収を基に、改正前後で極力中立的なものになるよう「市町村民税所得割額」に置き替えることにより対応する方向で検討しています。 具体的には、第3階層の区分について「市町村民税課税かつ所得税非課税となる世帯」から「市町村民税所得割額48,600円未満」とする方向で検討しています。
21	税の切り替え時期	利用者負担の切り替え時期についてはどのような方針となるのか、システム構築の関係から必要なので、早急に方向性を示してください。	市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から、4月～5月は「前年度分」の市町村民税額により認定し、6月以降は「当年度分」により認定するという考え方を基本としつつ、具体的な切り替えの時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して7月以降に設定するという案により、詳細を今後検討する予定です。
22	公定価格との関係	公定価格の水準は、27～29年度は各年度において変わり得ることですが、利用者負担額も公定価格の水準に連動して、毎年変わるのですか。	利用者負担額についても、公定価格の単価と同様、最終的には毎年度の予算編成過程を経て決定されることとなりますが、基本的には、公定価格の水準に連動して、国が示す利用者負担額の水準を変更させることは考えていません。

【公立幼稚園】

NO	事項	問	答
1	新制度の位置づけ	公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。	市町村は、住民の教育・保育に係る需要量を的確に把握し、それに応じた供給体制を確保する責務を有しています。 市町村が自ら設置者となっている公立の幼稚園について、あえてこの制度の対象としないという選択肢を取ることは基本的には想定されず、私立施設を運営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも、基本的には取り得ない選択肢と考えています。
2	利用者負担額(再掲)	公立幼稚園を設置する市町村は、公立幼稚園に係る施設型給付の額や利用者負担を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならないのでしょうか。	施設型給付における国の定める公定価格及び利用者負担の基準は、私立施設に関する国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ、国・都道府県の負担金が法定されている私立施設について定めることとしており、その際には、私立の幼稚園や保育所における費用実態等を勘案して設定することとしています。公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては公立施設用の公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していません。 公立幼稚園の施設型給付の額の設定については、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村における現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。 また、公立幼稚園の利用者負担の設定についても、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。 なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談してまいります。
3	3年保育	現在、2年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり、3年保育を実施する必要はありますか。	公立幼稚園については、新制度に基づく確認対象施設としてみなされるため、特段の対応をしなくても新制度の対象施設となります。新制度への移行に伴い、3年保育を実施する義務が生じるものではありません。ただし、市町村事業計画の策定に当たり、見込んだ3歳児の教育・保育のニーズに対し、私立幼稚園や認定こども園を含めた供給量が不足している場合には、私立幼稚園などによる対応を含め、その確保方を市町村として定めていただく必要があります。
4	就園奨励費の取扱い(再掲)	公立幼稚園に対する就園奨励費補助金はどうなるのですか。	公立幼稚園については、全て新制度に移行することを想定しており、公立幼稚園の保護者の負担軽減のために市町村が行う幼稚園就園奨励費補助事業に対する国の補助は廃止する予定です。
5	一時預かり	公立幼稚園の預かり保育は一時預かり(幼稚園型)の対象であるか。	実施要件を満たすことにより対象となる。なお、他の事業と同様、国3分の1、都道府県3分の1の交付金の対象となる予定。